

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2015. 10 No. 290

健全性支援実績No1を目指す！

T&FGgroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfgr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. マイナンバー制度について
- II. 災害があった時の税の申告について
- III. 借地権と地上権について
- § マイナンバーセミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・税務相談Q&Aコーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I . 詳しく知りたい！マイナンバー制度

——「通知カード」と「個人番号カード」の違いについて——

いよいよ平成 27 年 10 月より住民票を有する全ての住民に対してマンナンバーとして「個人番号」が「通知カード」により通知されます。「通知カード」は簡易書留で郵送されます。この「通知カード」には「個人番号」の他に基本 4 情報として、氏名・住所・性別及び生年月日が記載されています。しかし、顔写真が記載されていないので、番号確認はできても本人確認はできないので、別に運転免許証等の本人確認書類が必要になります。そこで、番号確認と本人確認を同時にできる顔写真がついた「個人番号カード」が平成 28 年 1 月より交付を受けられます。

■ 個人番号カードのメリット

マイナンバーが導入されることで、平成 28 年以降、就職や転職、出産や育児、病気、年金の受給、災害等の局面で個人番号の提示が求められます。その際に、「通知カード」ですと本人確認として別に身分証明書が必要となります。しかし、「個人番号カード」ですと番号確認と本人確認の両方ができ煩雑さがなくなります。その他のメリットについて以下で紹介します。

1. 金融機関における口座開設やパスポートの新規発給等で、公的な身分証明書として利用できる。
2. 市町村や国等が提供するサービスについて、そのサービスごとに必要であったカードが「個人番号カード」1枚に集約できる。
3. 平成 29 年 1 月から開始されるマイポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できるようになる。
4. オンラインバンキング等の各種の民間オンラインを利用できるようになる。
5. コンビニ等で住民票、印鑑登録証明書等の公的な証明書を取得できるようになる。現在コンビニでの取得は、約 100 市町村約 2000 万人でしか利用できないのが、これにより約 300 市町村 6000 万人が利用できるようになる。

■ 個人番号カードの申請・交付方法

平成27年1月より当面の間、無料で「個人番号カード」の申請・交付ができます。住所地の市町村で交付することになりますが、申請方法については以下の5通りがあります。

1. 交付時来庁方式

申請書を記載し申請書等を郵送し、住所地の市町村窓口で「個人番号カード」の交付を受ける。

2. 申請時来庁方式

住所地の市町村窓口で申請書を提出し、本人限定受取郵便等で「個人番号カード」を受け取る。

3. 申請時来庁方式（被災者・DV等被害者対応）

住所地市町村以外に居所を構える被災者やDV被害者に対しては、上記2の手続を住所地で申請ができる。

4. 勤務先企業等による一括申請方式

勤務先で交付申請書を配布し、各人が申請書を手書きで記載。勤務先は手書きの申請書を取りまとめて市町村名を記入し申請受付事業者に送付、各人は住所地の市町村窓口で交付を受ける。

5. 勤務先企業等による一括申請方式（勤務先企業等に職員が出向き一括申請受付）

勤務先に勤務先所在地の市町村職員が出向き本人確認を行う。本人限定受取郵便等で「個人番号カード」を受け取る。

「個人番号カード」の受取りには顔写真の他、「通知カード」「交付通知書」「本人確認書類」が必要になります。

平成29年4月から消費税増税に対して、「還付制度」にも利用される等、様々なメリットがあります。政府はセキュリティ面でも万全と公言していますが、万一の際は自己責任であることを念頭に入れて「個人番号カード」を取得するか否かを御検討下さい。



厚生労働省情報コーナー

■ 教育訓練給付制度（スキルアップ給付金制度）について

教育訓練給付金とは、働いている人および離職して間もない人が、個々のスキルアップを目的として指定の教育訓練を受けたときに、その受講料の一部が政府から支給される制度です。教育訓練給付金制度を利用できるのは、受講開始日時点で雇用保険に加入している期間が3年以上ある人です。ただし、初めて教育訓練給付金制度を利用する人については、雇用保険に加入している期間が1年以上あれば良いことになっています。すでに退職しているなど雇用保険に加入していない人であっても、雇用保険の加入期間の要件を満たしている場合、退職日の翌日から原則として1年以内に受講開始すれば対象となります。支給額につきましては、教育訓練給付金の対象講座を受講して、その講座が定める修了要件を満たした場合、受講生本人が支払った教育訓練経費の20%相当額（ただし、10万円が上限）が支給されます。

Ⅱ．災害があった時の税の申告について

—万一の時のために知っておきたい—

栃木や宮城で大雨被害の被害に遭われた方が、一刻も早く安心した生活を送れることを祈っています。このような自然災害はいつどこで起こるか分かりません。特に最近は異常気象であったり、火山の噴火や人災による事故なども頻発していますので、普段から色々なことを想定して準備しておかなければなりません。ただ、いくら準備をしていたとしても被害に遭ってしまうこともあると思います。そのような時に税制面においてもバックアップしてくれる制度があります。その代表例が所得税の「雑損控除」と呼ばれるものです。

■雑損控除とは

自然災害や盗難・横領などといった犯罪行為に遭って財産に被害を受けた場合、一定の金額の所得控除を受けることが出来る制度です。

■雑損控除の対象になる資産の要件

1. 資産の所有者が次のいずれかであること。

(1) 納税者

(2) 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 38 万円以下の者。

2. 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること。

事業用の資産や高価な美術品などは対象外です。

■損害の要因

雑損控除を受けられるのは、次のような災害を受けたときです。

1. 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害

2. 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

3. 害虫などの生物による異常な災害（シロアリに家を食べられた場合などが該当します。）

4. 盗難

5. 横領

ただし、詐欺や恐喝等の場合は対象となりません。

■雑損控除として控除できる金額

雑損控除として控除できるのは、次のいずれか多い方の金額です。

1. (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%

2. (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5 万円

ちなみに「差引損失額」とは、損害を受けた金額や解体費用、片づけ費用など実際に後始末に係った金額の合計額から、損害保険会社などから支払われた保険金を差引いた金額をいいます。

■控除を受けるための手続

雑損控除を受けるためには確定申告が必要です。確定申告書の雑損控除の欄に必要事項を記入して、

1. 被害を受けた財産に関する計算書
2. 片づけなど実際にかかった費用に関する領収書など
3. 支払われた保険金の内容がわかるもの

以上を添付して、確定申告を行ってください。

■雑損控除・災害減免法による軽減免除

住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税法に定める雑損控除、又は、災害減免法による軽減免除を受けて所得税の全部又は一部を軽減することができます。

どちらか有利な方法が選べます。

ただし、災害減免法による軽減免除は、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円を超えるときは受けることができません。

■申告などの期限の延長・納税の猶予

被害に遭って確定申告を期限内に行うことが出来ない場合などについては、税務上も様々な制度が設けられています。例えば、所轄税務署長に申請をすることで、納税の猶予を受けることができます。猶予期限は納期限から1年以内です。また、消費税の簡易課税制度は事前の手続きが原則ですが、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます。

Ⅲ. 借地権と地上権について

— 再確認しましょう —

■借地とは

借地とは他人の土地を借りることです。つまり、他人の土地を借りる契約をすることで、他人の土地を使用するまたは収益を得ることです。また、借りる目的および有償か無償かによって発生する権利が異なります。例えば、建物を建てるために土地を借りる場合、賃借権、地上権、使用借権等の権利があります。これらの権利は、有償か無償か、契約の形式で変わってきます。

■借地と法律

他人の土地を借りる権利は一般に借地権と呼ばれます。借地権には、賃借権、地上権、永小作権、地役権、使用借権などの種類がありますが、これらの権利の性質の基本的なことは民法で定められています。しかしながら、民法は一般法であり、借地権に関しては特別法として借地借家法が定められています。借地借家法は他

人の土地に建物を建てるために設定される賃借権と地上権だけを借地権と呼び、ほかの権利と区別して特別な規制をしています。無償で土地を借りる場合は使用借権といいますが、この権利は借地借家法の適用はありません。借地借家法は、それまでにあった借地法と借家法、建物保護法が改正・統合されて、平成4年8月1日から施行されたものです。新法施行以前に締結された借地契約は、以前の借地法がそのまま適用され、施行後に締結された契約だけが借地借家法の適用を受けます。

■借地権

借地権とは土地の賃借権であり、賃借権は債権と呼ばれる権利の一種です。債権は特定の人に対して一定の行為を請求できる権利です。ですから、土地の賃借権は賃貸借契約を締結をした相手である地主に対して、その権利ができますが、地主が土地を他人に譲渡したときは、原則として、譲受人に主張することはできません。例外として、賃借権を登記するなど、一定の事実があれば譲受人に対しても権利を主張できますが、地主に賃借権の登記に協力する義務はなく、現実に賃借権が登記されることは、稀です。しかしながら、これでは、借地人の保護にかけることから、借地借家法は、地主の協力がなくても、借地人が借地上に建物を建築し、借地上の建物を、借地人が保存登記することで、借地権の登記をした場合と同じ対抗力を認めております。また、賃貸借契約は、地主と借地人との間の信頼関係に基づく契約であると考えられており、賃借人は地主に無断で賃借権を他人に譲り渡したり、賃借物を又貸しすることはできません。

■地上権

地上権は他人の土地を竹木所有または建物や道路、トンネルや電柱などの工作物を所有するために利用する権利です。賃借権が債権であるに対して、地上権は物件の一種です。物権は物を直接にそして排他的に支配することができる権利です。地上権を設定したときは、地主は地上権の登記に協力する義務があり、地上権者は登記さえしておけば、地主が変わろうと、その権利を主張できます。また、地上権は物件ですから、地上権そのものを他人に譲渡したり、地上権を他人に又貸しすることも地主の承諾なしに自由に行うことができる権利です。



税務相談 Q&A コーナー

■ マイナンバー法人番号はいつ通知されるのですか？

法人も個人と同様、「法人番号」としてマイナンバーが通知されます。法人は平成27年10月22日から平成27年11月25日の間に都道府県単位で7回にわけて発送が予定されています。

近畿圏において具体的な「法人番号指定通知書」の発送予定日は、滋賀県・京都府が11月11日、大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県が11月18日です。又、インターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」で基本3情報として①商号又は名称②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号が公表される予定日は滋賀県・京都府が11月13日、大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県が11月20日です。差出人は「国税庁長官官房企画課法人番号管理室」です。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

「首相官邸 国の政策（政策情報ポータル）」はご存じでしょうか。同サイトでは、例えば、沖縄振興策やエネルギーコスト対策、マイナンバー等の国の主要な政策情報について最新情報が掲載されています。掲載情報は都度更新され国策の方向性などが非常に分かりやすく解説されておりますので、是非一度ご覧ください。

「首相官邸 国の政策（政策情報ポータル）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/joho/index.html>

「第2回マイナンバー開始対応セミナー」

10月6日大阪産業創造館にてマイナンバー開始直前セミナーを開催しましたが、満席となり参加できない方もいらっしゃいましたので、急遽追加のセミナーを開催することとなりました。いよいよ開始のマイナンバー制度対応に関して抑えておくべきポイントを分かりやすくご紹介します。

講師：TFG税理士法人 所属税理士

日時：平成27年11月5日（木）14:00～16:00

場所：コンファレンスプラザ大阪御堂筋 B1 会議室
（大阪市中央区瓦町3-5-7）本町駅1番出口より北へ徒歩2分

参加費：無料

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐